

平成 25 年 6 月 27 日
日本環境保全協会

食品リサイクル法の見直しに関する意見

私共は、日本全国津々浦々の地域の最前線で、住民の生活環境の保全、清潔、安心、安全の確保を図ることを社会使命に、日々事業を営んでいる一般廃棄物処理業者であります。

このような立場から、食品廃棄物の適正処理及びリサイクルを推進するうえで、必須のことは、第一に公衆衛生の確保にあると考えております。

公衆衛生の確保の重要性は、明治 33 年に日本最初の廃棄物に関する法律として制定された汚物掃除法が示すところであり、汚物（し尿、ごみ）の掃除を市、特定の町村の事務として位置づけ、公共団体による公衆衛生の確保が図られたところであります。

昭和 29 年の清掃法、そして昭和 45 年の廃棄物処理法と時代を反映しての法律が制定されましたが、その中で一貫として脈々と流れる思想は公共団体による公衆衛生の確保を通じての地域住民の清潔、安心、安全な生活の保持であります。

平成 13 年には、食品廃棄物再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量を図り循環型社会を実現していくために食品リサイクル法が施行され、食品関連事業者に新たに義務を課すこととなりました。

私共は、百年を超えて市町村と共に一般廃棄物の適正処理に邁進しており、食品リサイクル法についてもその制定趣旨に賛同し、一般廃棄物処理業者の立場で事業の推進に協力してまいりたいと考えております。

このような観点から、下記のとおり意見を述べさせていただきます。

記

1. 生ごみ等食品廃棄物の発生量は、年間約 1,900 万トンであり、食品リサイクル法で対象となる食品産業からのものが半分、そして家庭からのものが半分となっております。このことから、食品リサイクル法の推進を検討する場合には、食品廃棄物全体を考える必要があり、公衆衛生の確保を常に意識して施策の推進を図ることが必須であります。

2. 食品廃棄物全体のリサイクルを考えるとときには、食品リサイクル法適用の食品産業からの食品廃棄物のみを対象とした政策検討を行う場合であっても、あと半分ある家庭からの食品廃棄物の適正処理並びにリサイクルを推進するうえで、障害となることは避けなければなりません。食品リサイクル法の推進が市町村それぞれの一般廃棄物処理体制を乱すことになってはならず、一般廃棄物処理計画に基づく適正処理の確保は非常に重要であると考えております。そのことを踏まえ、適正処理の根幹である市町村の一般廃棄物処理業の許可は厳格に行われるべきであり、安易に許可不要とすべきではないと考えます。

3. リサイクルの目的には、①肥料・飼料②エネルギー回収がありますが、食品リサイクル法の求める趣旨から、肥料化・飼料化を優先的に進めるべきと考えます。

肥料・飼料の原料である食品廃棄物についても、食品衛生の確保のために HACCP の考えが導入されていることから、より厳格な品質管理が必要であり、徹底した分別・排出・収集が重要であります。

また、個々の食品廃棄物の性状などから飼料化・肥料化に適さないことによりエネルギー回収を食品リサイクルの目的として選択する場合には、通常のごみ焼却による熱回収との明確な比較を示す必要があると考えます。さらに、LCA で評価しても環境負荷が低減するといえるものに限るべきと考えます。

4. 市町村の委託・許可を受けて事業を営む私共一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の分別・収集・運搬について長年に亘る経験・技術を有しております。食品リサイクル制度を推進するうえでも、私共を活用して頂くことこそが不適切な処理を発生させず衛生の確保、環境保全、経済性の観点から合理的であると考えております。

5. 食品廃棄物をリサイクルし、適切な肥料・飼料を供給するためには相当な資金が必要であります。そのためにも、食品リサイクルの推進には公的資金の導入を是非ともお願い致したいと考えております。

以上